

◇ 奈良県水泳連盟 競泳強化選手指定制度規定 ◇

第1条 [目的]

この制度は、奈良県水泳連盟（以下、本連盟という）登録団体の指導者及び所属選手に、より一層の競技水準の向上と目標の明確化を促し、本県競技力水準の更なる向上を図るとともに、競技力向上対策事業や各強化事業等を行うにあたっての選手選考指針に資することを目的とする。

第2条 [競技水準の区分規定]

競技水準の区分にあたっては、財団法人日本水泳連盟（以下、日水連という）競技委員会作成の日水連資格表に基づく資格級区分・記録区分とする。但し、年齢区分については第3条の規定を適用すると共に、第4条に強化指定区分を設ける。

第3条 [年齢区分及び強化指定区分]

国民体育大会における競技区分に対応するため、以下各項の年齢区分を規定する。

- 1) 男女とも中学1年・2年は、日水連資格表の14歳区分を適用する。
- 2) 男女とも中学3年・高校1年は、日水連資格表の15～16歳区分を適用する。
- 3) 男女とも高校2年・3年は、日水連資格表の17～18歳区分を適用する。
- 4) 競技水準により、S・A・B・Cの各強化区分を規定する。

第4条 [記録区分の改定]

日水連資格表の記録区分改定については、日水連競技委員会の記録改定（資格表）に準拠する。但し、競技水準区分等の定義に変更のあった場合は、本連盟競技委員会及び競技力向上委員会において協議する。

第5条 [強化指定種目]

強化指定種目については、標準記録表に定める。

第6条 [強化指定の要件]

強化指定については、本条各項の要件を満たす者とする。但し、第4項・第5項についてはいずれかの要件を満たす者とする。

- 1) 対象選手の所属団体が、対象事業実施年度において日水連および本連盟に団体登録を行っていること。
- 2) 対象選手が、対象事業実施年度において日水連への個人登録を行っていること。
- 3) 男女とも中学1年生以上であること。但し、中学生未満であっても、標準記録を突破している場合はこの限りではない。
- 4) 男女とも本制度の年齢区分において資格級10級以上であること。
- 5) 高校生以上の対象選手は、本県より国民体育大会参加資格を有していること。

第7条 [強化指定の認定]

強化指定の認定は、日水連及びかく加盟団体主催の公式・公認大会において樹立した記録とし、以下各項を附則する。

- 1) 長水路・短水路のいずれも認める。
- 2) 強化指定記録突破日より2週間以内に、本連盟に対して所定様式により申請を行う。また、申請団体代表者・申請責任者の署名なき申請書はこれを受理しない。
- 3) 申請は強化指定記録樹立大会における所属より行う。
- 4) 強化指定選手については、本連盟主催事業におけるプログラム等への選手名等の情報掲載について同意書欄を設け、対象選手及び保護者への掲載可否の確認を申請所属において行う。

第8条 [強化指定認定の通知]

強化指定認定の通知は、申請書確認後速やかに認定を行い、本連盟より申請団体宛に郵送で通知する。

第9条 [強化指定の期間及び解除]

強化指定の期間については、毎年度3月末日までを強化指定期間とする。但し、以下各項に該当する場合は強化指定を解除する。尚、強化指定の解除に際しては、本連盟よりの通知はこれを行わないものとする。

- 1) 理由なく指定事業への参加をしない場合。指定事業とは、本連盟が指定する強化指定選手に参加を義務づける練習会・合宿等をいう。
- 2) 本連盟主催事業等において、強化指定選手としてふさわしくない行動のある者については、本連盟競技力向上委員会及び倫理委員会並びに競技者資格審査委員会において協議の上、強化指定を解除、もしくは強化指定を行わない場合がある。

第10条 [記録の適用]

記録の適用については、強化事業計画を円滑に推進するため、毎年1月以降の記録を次年度事業に適用することとする。

第11条 [U12育成強化事業]

県下の小学生を対象とした競技力向上の為の練習会等の計画を立て、U-12→U-15→トップアスリートへと繋げていく目的とした育成強化事業を推進する。

1) U12育成標準記録の設定

強化指定基準の小学生対象と別に、小学生の基準を設け、対象を小学4年生～6年生とし、各学年、日本水泳連盟資格級の10級を基準とする。

小学4年生→10歳

小学5年生→11歳

小学6年生→12歳

- 2) 10級の基準理由として、11級は強化指定選手（小学生）の基準としており、突破できる選手は現状は小学6年生のみであり、基準を下げることで、幅広い選手層の中から次世代の選手発掘、育成を行い、トップアスリートに繋げて行く。

第12条 [本規則の追加・変更]

本規定に追加・変更が必要な場合は、本連盟競技委員会及び競技力向上委員会において適宜協議の上、決定する。

第13条 [本制度の運用]

本規定は、平成18年4月1日より運用する。

附 則

- 1) 本規定は、平成22年4月1日より一部改定実施する。
- 2) 平成27年4月1日より一部改定実施する。